

令和6年度厚生労働省水道水質検査精度管理のための統一試料調査実施要領

1 目的

水道水の水質検査を実施する機関に対し、水道水質検査精度管理のための統一試料調査を実施し、検査技術水準を把握するとともに、検査技術向上に資する基礎資料を得るために実施する。

2 調査対象機関（参加機関）

以下の機関のうち、調査対象項目を自ら検査する能力を持ち、かつ本調査に参加の意向を示した機関。

- ・水道法第20条第3項の規定に基づき厚生労働大臣の登録を受けた者（登録水質検査機関）
- ・水道事業者及び水道用水供給事業者（水道法第24条の3に基づく第3者委託機関を含む）
- ・地方自治体が有する衛生研究所や保健所等

3 調査対象項目

水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）に掲げる51項目のうち、以下の項目とする。

- ・項目1：クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸
- ・項目2：有機物（全有機炭素（TOC）の量）

4 試料購入

参加機関は、統一試料販売者から直接試料を購入する。

統一試料販売者の名称及び連絡先等は「令和6年度水道水質検査精度管理のための統一試料調査ホームページ※」に掲載する（令和6年4月頃予定）。

※ <https://www.nihs.go.jp/dec/water/index.html>

購入費用は、項目1、2の両方の購入で3万3千円、どちらかみの購入は2万2千円とする（共に郵送代込み、消費税抜き）。

統一試料の購入手続き等に要する書類（見積書・納品書・請求書等）の様式は統一試料販売者指定の様式とし、統一試料と併せて送付する。

これらの条件では試料購入手続きが困難な場合は、参加機関から統一試料販売者に直接相談すること。

5 結果の公表等

全ての参加機関に対して、統一試料の分析結果及び検討会の評価を踏まえ分類を行い、その結果を「令和6年度厚生労働省水道水質検査精度管理のための統一試料調査結果」として公表する。また、参加機関を対象に水質検査の技術水準の向上を目的とした研修会を開催する。

6 その他

具体的な日程を含む実施方法の詳細は、後日（令和6年3月頃）送付する「令和6年度水道水質検査精度管理のための統一試料調査実施細則」並びに「令和6年度水道水質検査精度管理のための統一試料調査ホームページ（令和6年4月頃掲載予定）」を参照すること。

また、本調査には、妥当性評価ガイドラインに基づく妥当性評価を実施した上で参加すること。

なお、現時点では「厚生労働省水道水質検査精度管理のための統一試料調査」としているが、水道行政が令和6年度から国土交通省及び環境省に移管されることに伴い、来年度の本事業の実施者が厚生労働省から変更になることについて御留意をお願いする。